

別添 審査表 1

(1) 共通審査基準（飼料生産組織の規模拡大等支援のうち飼料生産組織の規模拡大支援）

応募者名：_____

審査項目	審査の観点	審査基準	評価
事業執行体制の妥当性	○ 事業実施主体の要件を満たしているか。 ○ 定款など組織運営に必要な規程は整備されているか。 ○ 事業を執行するために必要な体制（人員、事務処理体制、管理体制）を有しているか。 など	【5点満点】 5点：適切 3点：一部見直しが必要 0点：適切でない ※0点の場合は不採択	
事業執行方法の妥当性	○ 申請者の現状における課題が明確となっており、その課題解決に向けた取組内容となっているか。 - また、取組内容は事業の趣旨と合致しているか。 ○ 事業の執行にあたり、適正なスケジュールが設定されているか。 ○ 提出された事業実施計画書に記載漏れはないか。また、添付書類の欠落はないか。 など	【5点満点】 5点：適切 3点：一部見直しが必要 0点：適切でない ※0点の場合は不採択	
補助金管理体制の妥当性	○ 会計規程が整備されているか。 ○ 円滑な経理事務を行うことができる適正な執行体制を有しているか。 ○ 財務状況が健全な団体であるか。 など	【5点満点】 5点：適切 3点：一部見直しが必要 0点：適切でない ※0点の場合は不採択	
優先加算	○ 障害者が就労しているか。	就労している場合は、1点加算	
交付決定取消の原因となる行為の有無	○ 過去3か年に国からの交付決定取消を受けていないか。	該当する場合は、－8点	
他の補助事業での評価	○ 過去に実施した国の補助事業の評価において、成果目標が未達となっており、指導が続いている。	該当する場合は、－4点	
(1) 計		満点 16点	

(2) 事業別審査基準（飼料生産組織の規模拡大等支援のうち飼料生産組織の規模拡大支援）

審査項目	審査の観点	審査基準	評価
事業計画等の妥当性	① 効果的な事業が期待できるか。 ○ 組織の規模拡大・運営強化方針が明確に示されており、その実現性が高いか。 ○ 現状の経営や地域の飼料需給状況を踏まえた課題や目指すべき方針が明確にされており、事業による効果が定量的に整理されているか。 ○ 取組内容が、組織の課題を踏まえ、目標を達成するために効果的な内容となっているか。 ○ 組織や地域への効果が期待できるか。	【5点満点】 5点：十分期待できる 3点：期待できる 1点：取組効果を高めるため一部改善が必要 0点：事業効果が期待できない ※0点の場合は不採択	
	② 事業実施計画等の事業内容が適切なものか。 ○ 所有又は借り受けたほ場での作業面積を拡大する目標となっているか。 ○ 組織運営強化に向けた取組内容やスケジュールは、適切であるか。 ○ 導入する機械は適正な能力、稼働計画となっているか。	【4点満点】 4点：適切である 2点：一部改善が必要 0点：適切はでない ※0点の場合は不採択	
	③ 成果目標の設定は適切に設定されているか。 目標の水準（ア、イ又はウを選択）は適切か。 ア 飼料の生産・販売、作業受託を拡大 ○ 目標年度の売上高が取組前に比べ、5%以上増加又は導入した機械装置を用いた作業の受託面積（自ら生産を行う場合は飼料生産作業面積を含む。）が目標年度までに、取組前に比べ北海道では20ha以上、都府県では10ha以上拡大しているか。	【6点満点】 （売上高） 6点：10%以上 5点：5%以上～10%未満 0点：5%未満 （拡大面積） 北海道の場合 6点：30ha以上 5点：20ha以上～30ha未満 0点：20ha未満 都府県の場合 6点：15ha以上 5点：10ha以上～15ha未満 0点：10ha未満 ※売上高または面積の点数のうちい	

	○ 自然災害等のリスクに備えるためのチェックリストに基づく確認又は農業版ＢＣＰ（事業継続計画）の策定を行っているか。	1点：農業版ＢＣＰの策定を行っている またはチェックリストに基づく確認を行っている 0点：未実施	
(2) 計		満点 18点	
(1) + (2) 計		満点 34点	

(3) 地方農政局の所見

※ 一部見直し・改善が必要との評価の場合は、どのような見直し等が必要か記載すること。

※ 一部見直し・改善が必要との評価を受けた事業実施主体候補者に対しては、採択通知に該当箇所の見直し等を条件とする旨、記載すること。

別添 審査表 2

(1) 共通審査基準 (新飼料資源の利用拡大)

応募者名：_____

審査項目	審査の観点	審査基準	評価
事業執行体制の妥当性	○ 事業実施主体の要件を満たしているか。 ○ 定款など組織運営に必要な規程は整備されているか。 ○ 事業を執行するために必要な体制 (人員、事務処理体制、管理体制) を有しているか。 など	【5点満点】 5点：適切 3点：一部見直しが必要 0点：適切でない ※0点の場合は不採択	
事業執行方法の妥当性	○ 申請者の現状における課題が明確となっており、その課題解決に向けた取組内容となっているか。また、取組内容は事業の趣旨と合致しているか。 ○ 事業の執行にあたり、適正なスケジュールが設定されているか。 ○ 提出された事業実施計画書に記載漏れはないか。また、添付書類の欠落はないか。 など	【5点満点】 5点：適切 3点：一部見直しが必要 0点：適切でない ※0点の場合は不採択	
補助金管理体制の妥当性	○ 会計規程が整備されているか。 ○ 円滑な経理事務を行うことができる適正な執行体制を有しているか。 ○ 財務状況が健全な団体であるか。 など	【5点満点】 5点：適切 3点：一部見直しが必要 0点：適切でない ※0点の場合は不採択	
優先加算	○ 障害者が就労しているか。	就労している場合は、1点加算	
交付決定取消の原因となる行為の有無	○ 過去3か年に国からの交付決定取消を受けていないか。	該当する場合は、－8点	
他の補助事業での評価	○ 過去に実施した国の補助事業の評価において、成果目標が未達となっており、指導が続いている。	該当する場合は、－4点	
(1) 計		満点 16点	

(2) 事業別審査基準

審査項目	審査の観点	審査基準	評価
事業計画等の妥当性	① 効果的な事業が期待できるか。 ○ 取組内容が、これまで活用されていなかった新飼料資源を活用し、現状の経営や地域の課題解決につながるものとなっているか。 ○ 事業の円滑な推進を図るため、新飼料資源に係る民間企業、都道府県等の試験研究機関、飼料製造事業者及び畜産農家等と連携した推進体制が構築されているか。	【5点満点】 5点：十分期待できる 3点：期待できる 1点：取組効果を高めるため一部改善が必要 0点：事業効果が期待できない ※0点の場合は不採択	
	② 事業実施計画等の事業内容が適切なものか。 ○ 対象とする新飼料資源はすでに各地で活用が取組が進んでおり、事業による支援が必要ないものではないか。 ○ 導入する器具・機材は適正な能力・稼働計画となっているか。 ○ 製造する飼料について、飼安法及びこれらに基づく命令により定められた基準及び規格に適合させ、遵守状況を自ら点検し、確実に実施する体制が構築されているか。	【4点満点】 4点：適切である 2点：一部改善が必要 0点：適切でない ※0点の場合は不採択	
	③ 成果目標の設定は適切に設定されているか。 ○ 成果目標は、取組の効果を定量的に評価できる客観的な指標が設定されているか。 ○ 成果目標が、取組内容や費用に対して過少・過大となっていないか。	【3点満点】 3点：適切である 1点：一部改善が必要 0点：適切でない ※0点の場合は不採択	
	④ 加算ポイント ○ 事業実施により製造する飼料の供給量の拡大以外の効果も見込まれるか。 ○ 製造する飼料の供給先が複数に渡る又は地域の活性化につながるものとなっているか。	【2点満点】 2点：2つに当てはまる。 1点：1つに当てはまる。 0点：取組なし	
(2) 計		満点 14点	
(1) + (2) 計		満点 30点	

(3) 地方農政局の所見

--

※ 一部見直し・改善が必要との評価の場合は、どのような見直し等が必要か記載すること。

※ 一部見直し・改善が必要との評価を受けた事業実施主体候補者に対しては、採択通知に該当箇所の見直し等を条件とする旨、記載すること。

別添 審査表 3

(1) 共通審査基準 (中山間地域飼料増産活性化対策)

応募者名：_____

審査項目	審査の観点	審査基準	評価
事業執行体制の妥当性	○ 事業実施主体の要件を満たしているか。 ○ 定款など組織運営に必要な規程は整備されているか。 ○ 事業を執行するために必要な体制（人員、事務処理体制、管理体制）を有しているか。 など	【5点満点】 5点：適切 3点：一部見直しが必要 0点：適切でない ※0点の場合は不採択	
事業執行方法の妥当性	○ 申請者の現状における課題が明確となっており、その課題解決に向けた取組内容となっているか。また、取組内容は事業の趣旨と合致しているか。 ○ 事業の執行にあたり、適正なスケジュールが設定されているか。 ○ 提出された事業実施計画書に記載漏れはないか。また、添付書類の欠落はないか。 など	【5点満点】 5点：適切 3点：一部見直しが必要 0点：適切でない ※0点の場合は不採択	
補助金管理体制の妥当性	○ 会計規程が整備されているか。 ○ 円滑な経理事務を行うことができる適正な執行体制を有しているか。 ○ 財務状況が健全な団体であるか。 など	【5点満点】 5点：適切 3点：一部見直しが必要 0点：適切でない ※0点の場合は不採択	
優先加算	○ 障害者が就労しているか。	就労している場合は、1点加算	
交付決定取消の原因となる行為の有無	○ 過去3か年に国からの交付決定取消を受けていないか。	該当する場合は、－8点	
他の補助事業での評価	○ 過去に実施した国の補助事業の評価において、成果目標が未達となっており、指導が続いている。	該当する場合は、－4点	
(1) 計		満点 16点	

(2) 事業別審査基準

審査項目	審査の観点	審査基準	評価
事業要件の確認	○ 事業参加者数は要件を満たしているか。 ○ 飼料増産活動を要領別紙で定義している中山間地域で実施することになっているか。 ○ 他の補助事業との重複について自己確認を実施しているか。 ○ 飼料増産活動を行う農用地等が面積要件等を満たしているか。 ○ 飼料増産活動に参加する畜産農家から「みどりのチェックシート」を徴収しその内容を確認しているか。	【3点満点】 3点：適切 1点：一部改善が必要 0点：適切ではない ※0点の場合は不採択	
事業実施計画等の妥当性	① 効率的・効果的な事業の実施	【3点満点】	
	○ 普及指導機関等から技術的指導を受けることになっているか。	3点：適切 1点：一部改善が必要 0点：適切ではない ※0点の場合は不採択	
	② 飼料増産活性化計画の作成	【3点満点】	
	○ 有識者からの意見聴取、現地調査など標記計画の作成に積極的に取り組む事業実施計画となっているか。	3点：適切 1点：一部改善が必要 0点：適切ではない ※0点の場合は不採択	
	③ 飼料増産活動の推進	【3点満点】	
	○ 技術研修会、先進事例の調査など飼料増産活動を推進する取組を積極的に行う事業実施計画となっているか。	3点：適切 1点：一部改善が必要 0点：適切ではない	
	④ 飼料増産活動の実施	【3点満点】	
	○ 目標年度までに飼料作物等の単収の増加、又は活動総面積の拡大が図られる事業実施計画となっているか。	3点：10%以上 1点：5%以上～10%未満 0点：5%未満 ※0点の場合は不採択	
	⑤ 飼料増産活性化機械の導入	【3点満点】	
	○ 実施予定の飼料増産活動との整合性はとれているか。	3点：適切 1点：一部改善が必要 0点：適切ではない ※0点の場合は不採択	
(2) 計		満点 18点	
(1) + (2) 計		満点 34点	

(3) 地方農政局の所見

--

※ 一部見直し・改善が必要との評価の場合は、どのような見直し等が必要か記載すること。

※ 一部見直し・改善が必要との評価を受けた事業実施主体候補者に対しては、採択通知に該当箇所の見直し等を条件とする旨、記載すること。

別添 審査表 4

(1) 共通審査基準 (広域供給対策)

応募者名：_____

審査項目	審査の観点	審査基準	評価
事業執行体制の妥当性	○ 事業実施主体の要件を満たしているか。 ○ 定款など組織運営に必要な規程は整備されているか。 ○ 事業を執行するために必要な体制（人員、事務処理体制、管理体制）を有しているか。 など	【5点満点】 5点：適切 3点：一部見直しが必要 0点：適切でない ※0点の場合は不採択	
事業執行方法の妥当性	○ 申請者の現状における課題が明確となっており、その課題解決に向けた取組内容となっているか。また、取組内容は事業の趣旨と合致しているか。 ○ 事業の執行にあたり、適正なスケジュールが設定されているか。 ○ 提出された事業実施計画書に記載漏れはないか。また、添付書類の欠落はないか。 など	【5点満点】 5点：適切 3点：一部見直しが必要 0点：適切でない ※0点の場合は不採択	
補助金管理体制の妥当性	○ 会計規程が整備されているか。 ○ 円滑な経理事務を行うことができる適正な執行体制を有しているか。 ○ 財務状況が健全な団体であるか。 など	【5点満点】 5点：適切 3点：一部見直しが必要 0点：適切でない ※0点の場合は不採択	
優先加算	○ 障害者が就労しているか。	就労している場合は、1点加算	
交付決定取消の原因となる行為の有無	○ 過去3か年に国からの交付決定取消を受けていないか。	該当する場合は、－8点	
他の補助事業での評価	○ 過去に実施した国の補助事業の評価において、成果目標が未達となっており、指導が続いている。	該当する場合は、－4点	
(1) 計		満点 16点	

(2) 事業別審査基準

審査項目	審査の観点	審査基準	評価
事業計画等の妥当性	① 効果的な事業が期待できるか。 ○ 協議会は、都道府県や農業者団体等により構成され、品質表示を行いつつ販売を拡大する取組を効果的に推進することができるか。 ○ 協議会は、国産飼料生産者との協調・連携が取れるとともに、国産飼料生産者に対し必要な指導・助言・協力等を行うことができるか。	【5点満点】 5点：十分期待できる 3点：期待できる 1点：取組効果を高めるため一部改善が必要 0点：事業効果が期待できない ※0点の場合は不採択	
	② 事業実施計画等の事業内容が適切なものか。 ○ 協議会における推進の取組（国産飼料生産者に対する指導・助言、現地確認、事業効果の検証等）が適切に計画されているか。 ○ 取組内容に対する事業費は過大又は過少となっていないか。 ○ 品質表示が適切に行われる計画となっているか。 ○ 国産飼料の販売先が適切な者となっているか。	【4点満点】 4点：適切である 2点：一部改善が必要 0点：適切ではない ※0点の場合は不採択	
	③ 成果目標の設定は適切に設定されているか。 ○ 目標年度に販売量の総量又は販売額の総額を5%以上拡大する目標となっているか。 ○ 成果目標（拡大率）が過大となっていないか。	【3点満点】 3点：適切である 1点：一部改善が必要 0点：適切ではない ※0点の場合は不採択	
	④ 加算ポイント ○ 協議会に都道府県が含まれている。 ○ 協議会に農業者団体が含まれている。	【2点満点】 2点：2つに当てはまる。 1点：1つに当てはまる。 0点：取組なし	
(2) 計		満点 14点	
(1) + (2) 計		満点 30点	

(3) 地方農政局の所見

--

※ 一部見直し・改善が必要との評価の場合は、どのような見直し等が必要か記載すること。

※ 一部見直し・改善が必要との評価を受けた事業実施主体候補者に対しては、採択通知に該当箇所の見直し等を条件とする旨、記載すること。

別添 審査表 6

(1) 共通審査基準（広域流通拠点の整備）

応募者名：_____

審査項目	審査の観点	審査基準	評価
事業執行体制の妥当性	○ 事業実施主体の要件を満たしているか。 ○ 定款など組織運営に必要な規程は整備されているか。 ○ 事業を執行するために必要な体制（人員、事務処理体制、管理体制）を有しているか。 など	【5点満点】 5点：適切 3点：一部見直しが必要 0点：適切でない ※0点の場合は不採択	
事業執行方法の妥当性	○ 申請者の現状における課題が明確となっており、その課題解決に向けた取組内容となっているか。また、取組内容は事業の趣旨と合致しているか。 ○ 事業の執行にあたり、適正なスケジュールが設定されているか。 ○ 提出された事業実施計画書に記載漏れはないか。また、添付書類の欠落はないか。 など	【5点満点】 5点：適切 3点：一部見直しが必要 0点：適切でない ※0点の場合は不採択	
補助金管理体制の妥当性	○ 会計規程が整備されているか。 ○ 円滑な経理事務を行うことができる適正な執行体制を有しているか。 ○ 財務状況が健全な団体であるか。 など	【5点満点】 5点：適切 3点：一部見直しが必要 0点：適切でない ※0点の場合は不採択	
優先加算	○ 障害者が就労しているか。	就労している場合は、1点加算	
交付決定取消の原因となる行為の有無	○ 過去3か年に国からの交付決定取消を受けていないか。	該当する場合は、－8点	
他の補助事業での評価	○ 過去に実施した国の補助事業の評価において、成果目標が未達となっており、指導が続いている。	該当する場合は、－4点	
(1) 計		満点 16点	

(2) 事業別審査基準

審査項目	審査の観点	審査基準	評価
事業計画等の妥当性	① 効果的な事業が期待できるか。 ○ 申請者は、施設整備や補助事業について、実施経験を有するなど、適切に実施することができるか。 ○ 本事業による施設整備の基となる国産飼料の販売拡大について、実施方針や販売計画が明確となっているか。 ○ 施設整備の投資効率は適切か。	【5点満点】 5点：十分期待できる 3点：期待できる 1点：取組効果を高めるため一部改善が必要 0点：事業効果が期待できない ※0点の場合は不採択	
	② 事業実施計画等の事業内容が適切なものか。 ○ 整備する施設が流通の拡大に必要な施設となっているか。 ○ 整備する施設の規模は適正か、また、附帯設備は施設と一体的に整備を行うものとなっているか。 ○ 補助対象事業費は販売拡大分のみとなっているか。 ○ 整備する施設の補助対象事業費が上限事業費又は特認事業費を上回っていないか。	【4点満点】 4点：適切である 2点：一部改善が必要 0点：適切はでない ※0点の場合は不採択	
	③ 成果目標の設定は適切に設定されているか。 ○ 目標年度に販売量を5%以上拡大する目標となっているか。 ○ 成果目標（拡大率）が過大となっていないか。	【3点満点】 3点：適切である 1点：一部改善が必要 0点：適切はでない ※0点の場合は不採択	
(2) 計		満点 12点	
(1) + (2) 計		満点 28点	

(3) 地方農政局の所見

--

※ 一部見直し・改善が必要との評価の場合は、どのような見直し等が必要か記載すること。

※ 一部見直し・改善が必要との評価を受けた事業実施主体候補者に対しては、採択通知に該当箇所の見直し等を条件とする旨、記載すること。